

日本の運転免許証の更新等

日本の運転免許証は更新期間内に更新しないと失効しますが、海外に滞在中の方の更新、失効後の再取得等については特例が設けられています。また、一定の条件の下で外国の運転免許証から日本の運転免許証を取得することもできます。詳しくは外務省や警察庁の以下のページを参照の上、各都道府県警察又は運転免許センターに直接ご照会ください。

○外務省 運転免許

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/licence/index.html>

○警察庁 海外滞在中で日本の免許をお持ちの方

https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/living_abroad.html

○警視庁 海外滞在者の運転免許証の更新等に係る特例について

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai_tokurei.html